

(法務委員会)

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第五

六号）（先議）要旨

本法律案は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴い、旧非訟事件手続法の題名を外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律に改めて同法の規定の整備を行い、家事審判法を廃止するほか、関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 廃止する法律

家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）

二 次に掲げる法律その他の関係法律の規定の整備

1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）

2 会社法（平成十七年法律第八十六号）

3 借地借家法（平成三年法律第九十号）

- 4 信託法（平成十八年法律第百八号）
- 5 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）
- 6 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）
- 7 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）

三 施行期日

新非訟事件手続法の施行の日から施行する。